

豊能町総合まちづくり計画策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和元年6月

豊能町

1. 趣旨

本町では平成22年度に策定した豊能町第4次総合計画が令和3年度に満了となることから、町を取り巻く状況を踏まえて、課題や対応の方向について整理し、新しい豊能町のまちづくりを行う総合的な計画の柱となる豊能町総合まちづくり計画を策定する。

この要領は、総合まちづくり計画策定にかかる支援業務の委託に関し、公募型プロポーザルを実施するため、当該業務の目的及び内容に最も適切な創造力、企画力を持つ業者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 豊能町総合まちづくり計画策定支援業務
- (2) 業務概要 「豊能町総合まちづくり計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約日の翌日から令和4年3月31日（予定）
- (4) 契約限度額 10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - 令和元年度 2,000,000円
 - 令和2年度 5,000,000円
 - 令和3年度 3,000,000円

3. 提案方法

提案された企画（業務）内容に対し創造性・企画性・信頼性・技術水準・実施能力・費用等を総合的に評価するため、本要領のほか、「豊能町総合まちづくり計画策定支援業務仕様書」に基づき、企画提案及び見積価格を提出すること。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次のすべてを満たす法人とする。なお、再委託等の業務協力により複数の法人で参加する場合は、すべての法人が（1）から（4）までの要件を満たし、かつ一以上の法人が（5）及び（6）を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の定めに該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていない者
- (3) 自社又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと
- (4) 豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置並びに豊能町公共工事暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (5) 豊能町の平成31・32年度入札参加資格登録名簿に掲載されている者
- (6) 地方公共団体による総合計画策定等、本事業と同種の業務の元請として過去5年間に受託実績がある者

5. 提案のスケジュール

年 月 日	内 容
令和元年6月25日(火)	提案実施(公募)町ホームページにて募集
7月1日(月)正午まで	質問提出締切
7月4日(木)	質問回答予定
7月9日(火)17時まで	参加表明等提出締切
7月19日(金)17時まで	企画書提出期限
7月26日(金)	書類選考結果通知予定
8月5日(月)(予定)	プレゼンテーション
8月8日(木)(予定)	選定結果

6. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書内容に質問がある場合は、質問及び回答書(様式1)を令和元年7月1日(月)正午までに提出すること。

(1) 質問要領及び注意事項

質問については、必ず「15 書類提出及び問い合わせ先」に電子メールで提出し、電話連絡等で担当者に到着確認を行うこと。また、電子メールを送信する際の題名には、提案事業者名を必ず記載して送信をすること。

(2) 質問回答

提案事業者からの質問の回答については、令和元年7月4日(木)までに回答を行う。

7. 参加表明

本提案競技の参加希望事業者は、以下の書類を令和元年7月9日(火)17時までに提出すること。

(1) 参加表明にかかる提出物

- (ア) 参加表明書(様式2)
- (イ) 会社概要書(様式3)
- (ウ) 業務実績調書(様式4)

(2) 提出要領及び注意事項

- (ア) 提出する正本には代表者印を押印して提出すること。
- (イ) 受付時間内に提出場所まで持参すること。郵送、メール便、電子メール等による提出は認めない。

8. 企画提案

参加表明を行った事業者は、以下の書類を令和元年7月19日（金）17時までに提出すること。

(1) 企画提案にかかる提出物

- (ア) 業務協力予定書（様式5）
- (イ) 業務従事者一覧（様式6）
- (ウ) 企画提案書（任意様式）
- (エ) スケジュール表（任意様式）
- (オ) 見積書（任意様式）
- (カ) 過去に受託作成した同種業務にかかる成果品等

(2) 企画提案書（任意様式）について

- (ア) 任意の書式にて、A4サイズを基本として作成すること。
- (イ) 企画提案書には、仕様書に基づき考えうる最適な方策について、以下の内容に留意して明瞭に記載することし、必要に応じて資料を添付すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

[企画提案書作成上の留意事項]

- ①人口減少時代における持続可能なまちとしてあり続けるための総合計画のあり方、策定にあたって配慮すべき事項について記載すること
 - ②実効性のある計画とするためのニーズ調査や課題把握の戦略ポイント（調査・集計・分析方法）を記載すること
 - ③最上位計画として位置付ける総合計画と、豊能町人口ビジョン、豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び各分野において策定されている個別計画とが連動し、整合性が図られるような提案を記載すること。
- (ウ) 企画提案書の作成にあたり、必要ならば豊能町公開資料のデータや写真等を引用しても良い。豊能町ホームページからの引用も可とする。

(3) スケジュール表（任意様式）について

- (ア) 任意の書式にて、成果物完成までのスケジュール表を作成すること。
- (イ) スケジュール表はA4サイズを基本とし、打合せやニーズ調査、課題把握、プラン取りまとめ等詳細が分かるように記載すること。また、職員と受託事業者の役割・作業分担も明記すること。

(4) 見積書（任意様式）について

業務内訳明細を添付すること。

(5) 提出要領及び注意事項

- (ア) 提出する正本には代表者印を押印して提出すること。
- (イ) 提出物(1) (ア)～(オ)は、正本各1部と副本7部(各1部ずつをまとめてファイリングしたもの)と、作成したデータファイルを保存したCD-ROM1枚を提出すること。提出物(1) (カ)については、8部提出するものとし、提出点数は5点以内とする。
- (ウ) 受付時間内に提出場所まで持参すること。郵送、メール便、電子メール等による提出は認めない。

9. プレゼンテーション

企画提案を行った事業者は、次のプレゼンテーションを行うこととする。

(1) 日程及び場所

- (ア) 日程：令和元年8月5日(月) 予定
- (イ) 場所：豊能町役場(予定)
- (ウ) その他：詳細な時間、場所は、参加事業者に直接連絡する。

(2) 実施方法

- (ア) 出席者数：4名以内とする。
- (イ) スケジュール(概要)：

準備	開始15分前より実施
プレゼンテーション	30分以内
質疑応答	15分

- (ウ) 説明内容：事前提出した企画提案書を基に説明を行うこととする。独自企画等あれば、その内容も説明すること。
- (エ) 機材：プロジェクタ等必要な機材は、提案事業者にて準備すること。
(スクリーン、延長コードは、豊能町で準備する。)

(3) その他

プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

10. 選定方法

(1) 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の選定を行うため、豊能町総合まちづくり計画策定支援業務事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

審査会において、審査項目毎の評価点数の合計点数で競う方法により行う。ただし、見積金額が

2. (4) の契約限度額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。また、応募者多数の場合は、担当部署で予備審査を実施し、3事業者程度に絞り込むこととする。

(3) 審査項目及び配点

(ア) 業務実績及び業務受託体制 30点

(イ) 企画提案書及びプレゼンテーション 60点

- ・業務の理解度
- ・人口減少時代における持続可能なまちとしてあり続けるための総合計画のあり方、策定にあたって配慮すべき事項
- ・実効性のある計画とするためのニーズ調査や課題把握の戦略ポイント（調査・集計・分析方法）
- ・各個別計画と連動し、整合性が図られるような提案

(ウ) 見積金額 10点

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、評価点数の合計が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。ただし、評価点と同点の企画提案者が複数ある場合は、審査会審査者の多数決により選定する。

(5) その他

企画提案の内容は、必要により受託候補者と協議の上、変更する場合がある。

また、受託候補者との協議において両者が合意に至らなかった場合は、次点者を受託候補者として繰り上げ、協議を行うこととする。

1 1. 選定結果の通知

選定結果は、全企画提案者に対し文書で通知する。ただし、選定結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

1 2. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(2) 支払方法

本業務委託は、令和元年度から令和3年度までの3ヵ年一括契約（債務負担行為）とするため、令和元年度及び令和2年度は年度末に部分払いを行う。

1 3. 欠格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (ア) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (イ) 企画提案書について期限内に提出がなかった場合、及びプレゼンテーションを欠席した場合
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (エ) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (オ) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認めるとき

1 4. その他

- (ア) 提案事業者は、1つの提案しか行うことができない。
- (イ) 企画提案に関する提出書類の変更・差し替え、又は再提出は原則認めない。
- (ウ) 企画提案一式の作成・提出、プレゼンテーションの参加等一切の経費は、提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (エ) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。
- (オ) 完成した豊能町総合まちづくり計画及び計画策定に付随して作成した成果物の原版及びデータは、豊能町のものとし、その原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は豊能町に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者が留保するものとし、この場合、豊能町は当該権利を非独占的に使用できるものとする。

1 5. 書類提出及び問い合わせ先

豊能町総務部秘書政策課

住 所：〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野4 1 4 番地の1

T E L：072-739-3413（直通）

E-mail：hisho@town.toyono.osaka.jp

受付時間：平日 9:00～17:00